

■公聴会(平成28年10月16日)での公述概要とその検討結果

公述概要		検討結果
幅員関連	当初の計画案から幾度かの話し合いでこの度の縮小案が提示されたことは非常に評価したい。幅員については、歩道2.5mから2mに、路肩1.5mから1mに縮小できると思う。	<p>【歩道幅員について】 歩道の最小幅2mに交通標識や縁石等の設置に必要な路上施設帯の最小幅0.5mを加えた最小幅員2.5mで計画しており、これを下回る幅員を採用することはできない。</p> <p>【路肩幅員(標準部)について】 積雪地域の路肩幅員は、冬期間の円滑な交通確保のため青森県では1.5mに統一している。</p> <p>【路肩幅員(交差点部)について】 交差点部については、除雪の工夫により堆雪を最小限に抑えることが可能であることから路肩幅員を1mに縮小する。</p> <p>※なお、交差点部において右折車線を設置した場合でも、現在都市計画決定されている幅員16mで整備が可能である。</p>
電線地中化関連	電線地中化は絶対実施してほしい。共同溝は歩道に、融雪溝は路肩に設けてほしい。	<p>【電線地中化について】 今回の都市計画変更箇所は、弘前公園の北の通りを含めて一体的に電線の地中化を行う電線地中化計画の対象路線となっている。しかし、当分の間、弘前公園付近の地中化が行われず、当該区間のみが地中化されてもその効果が小さいこと、また現在、国により低コストかつ小さなスペースで地中化が可能な新工法の試験施工が進んでいることから、今回の地中化は見送ることとしたが、新工法の普及の見通しを踏まえて、事業期間内における電線地中化の実施について検討する。</p> <p>【融雪溝について】 融雪溝の利用にあたっては、側溝の蓋を開けてそこに投雪することになるが、車道にある場合は車との接触等の危険があるため、通常歩道がある場合は歩道に設置しており、今回も歩道に設置する計画としている。</p>
都市計画変更の手続き関連	前回1月の公述から意見交換会、説明会等を経過しながら今日の変更案になったのではないかと。ぜひ都市計画審議会には1月の公述書を提出してほしい。	前回の公述書はもとより、これまでの住民意見等を踏まえて都市計画変更案を作成しているものであることから、都市計画審議会の場においては、当時の公述の記録を資料として提出する。
事業関連	補償額がはっきり提示されない不安のまま、道路拡張を承認することはできない。	補償額については、道路計画が確定した後(都市計画変更後)、国からの交付金を利用して行う用地測量や家屋調査の結果をもとに算定されるため、現時点で示すことは困難である。
その他	なぜ住民各家庭の聞き取りやアンケートを行わないか不可解。説明会を開いているから、広報やホームページに載せているから良いというものではない。	説明会や公聴会等を開催するほか、他の視点からの検討も必要と考え、当該路線が通学路や観光ルートとなっていることから、周辺の小中学校(職員、PTA)や高等学校及び観光関係者等へのヒアリング調査を行ったものである。
	車両通行時間の制限や一方通行、信号の設置などの試みをすべきではなかったか。	弘前警察署に相談に行ったところ、以下のとおりの見解であった。 『道路は、法規を遵守のうえ規制なく通行できることが一番望ましい形であり、全国的にも必要性が認められない交通規制は解除する方向で進めている。 新たな交通規制は、その必要性はもとより不利益を被る方の理解を得るの必要があり、当区間の交通規制は現状では必要性に乏しく、理解を得るのは難しいと思われ、交通信号機の設置については、渋滞緩和に逆効果と思われる。 交通規制や交通信号の設置等の対策は最終手段である。』